

人権かながわ

2020

2021年1月29日発行
第28号



春の雪 撮影：委員 福田 護

Contents

2 巻頭言…………… 神奈川県弁護士会会長 剣持 京助

特集 事件報告

- (1) 被収容者に対しHIV一次検査の結果を速やかに告知せず、二次検査を実施しなかったことによる人権侵害に対する警告…………… 委員 野口 杏子
- (2) 染髪禁止の校則問題を考える…………… 委員長 千木良 正

● 部会報告

基地 学術会議問題 学術会議会員任命拒否に抗議！…………… 委員 石黒 康仁

8 基地 選択型実務修習－横須賀軍港視察…………… 委員 井上 啓

9 基地 シンポジウム「このまま進めてよいのか!？」

辺野古新基地建設住民の権利保護、地方自治実現のための
方策を考える」を開催しました…………… 委員 関守麻紀子

10 すべての性の平等

すべての性の平等に関する部会の活動報告…………… 委員 野口 杏子

12 外国人 外国人の権利に関する部会の活動報告…………… 委員 鈴木 大樹

14 働く人 コロナ禍と働く人の権利…………… 委員 田淵 大輔

● 委員会報告

16 2020年の人権擁護委員会の活動について…………… 委員長 千木良 正

巻頭言

神奈川県弁護士会 会長 劔持 京助



少し前の神奈川県弁護士会人権賞の選考会に、当時の常議員会議長として参加する機会を与えられた。ここでは詳細は書けないが、選考過程において、生物多様性を守るための環境保護団体の活動が、人権賞に相応しいかどうかという議論が出たことが印象に残っている。

本年度コロナ禍のため鹿児島大会が中止となったことは極めて残念であるが、60年以上の長い歴史を誇る日弁連の人権大会では、2017年10月に開催された滋賀大会において、「生物多様性の保全と持続可能な自律した地域社会の実現を求める決議」が採択されており、当会も2020年6月に発した「コロナ禍における地球温暖化問題についての会長談話」の中で、生物多様性の喪失を問題とした。辺野古新基地移設問題についても、ジュゴン等貴重な沖縄の珊瑚礁域の生物保全の見地からは、地球規模の大問題だと捉えられよう。

個人的な思いが強く出てしまい恐縮だが、私が半世紀前から慣れ親しんできた神奈川県内の水面環境でいえば、海では、稚魚等のゆりかごとなるアマモ場が減少し、アジは昔より良く釣れるが、独特の引きが楽しめたアイナメは幻に近くなる一方、海藻を食い尽くす熱帯性の毒魚アイゴが急増している。川では、水質は良くなったかもしれないが、コンクリートの護岸だらけとなり、生態系を脅かしかねないコイの姿ばかり目立っている。

どこまでできるのか、またどこまでやるべきか、という問題はあろうが、人間らしい豊かな生活を送る上での環境を守るためには、生物多様性の維持は欠かせず、表面だけ見ることなく、目に見えないものを守る。経済的効率に囚われずに声を上げられない弱者に寄り添う。時代や環境（社会情勢）の変化を見逃さずに柔軟かつ粘り強い活動をする必要がある。という意味でも人権擁護に繋がるものと考えらる。

今日の日本においては、かつての高度成長時代に見られた大規模開発によるあからさまな自然破壊は少なくなったし、いくつかの諸外国であるような国家権力等による全面的な人権弾圧も起きていない。

しかし「水面下」では、放射能汚染や地球温暖化の進行等、目に見えない形での環境破壊は相変わらず続いており、同様に、刑務所や入管施設の収容者、精神科病院等の入院患者など、外部からは見えにくい閉鎖的な環境に置かれた者、在日外国人、性的マイノリティ等、ネット社会等、表面上わかりにくい部分における人権侵害も、程度の差こそあれ、間断なく発生し続けているのである。

コロナ禍の中、分断や格差は大きくなり、他者に対する攻撃性も高まっている傾向にあるが、かような傾向の根幹には何があるのかを直視し、偏見や差別の助長といった不寛容社会の課題に対し、弁護士・弁護士会としては、生物多様性以上に、多様な人間の多様な人権を、多様なやり方で守っていくことで、弁護士の使命である「基本的人権の擁護と社会正義の実現」（弁護士法1条）を果たしていかなければならない。

さて、「多様性」といえば、安倍政権から菅政権への交代直後になされた日本学術会議の任命拒否問題に関して、政府答弁の中で挙げられた任命拒否の理由として、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点」に加えて、「多様性」が出てきた。この問題についても、11月に「内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、同会議が推薦する科学者の速やかな任命等を求める会長声明」を発しているが、意見の多様性、知の多様性も極めて大切であることは言うまでもない。

民主主義においては、少数意見の尊重は何より重要であり、それが表舞台から消えてしまうことの危機感を強く覚える。

特集

事件報告

被収容者に対しHIV一次検査の結果を速やかに告知せず、二次検査を実施しなかったことによる人権侵害に対する警告

委員 野口 杏子

1 事案の概要

本件は、横浜刑務所で受刑中の申立人が、HIV検査を希望して採血され、一次検査が陽性であったにも関わらず、採血から1年以上結果を告知されず、二次検査も実施されず、AIDSを発症したという事案です。

申立人は、最初の採血後、早期に適切な治療を受けることができれば、AIDSの発症を抑えることができたはずであるにもかかわらず、適切な医療上の措置を受けられなかったこと、及び採血から1年以上検査結果を告知されず、治療もされず、不安な状態で放置されたことは人権侵害にあたるとして、横浜刑務所と八王子医療刑務所（現：東日本成人矯正医療センター）の対応について、人権救済を申し立てました。

2 調査の経緯

4名で構成される担当委員は、刑務所において申立人から事情聴取をしたり、相手方に対する書面照会等を行い、国家賠償請求訴訟の代理人から資料提供を受けるなどした上で、計9回の事件委員会を経て、調査報告をしました。

3 人権擁護委員会の判断

（1）認定した事実

2013年4月16日、横浜刑務所において申立人の採血が行われ、八王子医療刑務所で第一次抗体検査が行われました。

同年4月22日、八王子医療刑務所は一次検査結果が陽性であったことを横浜刑務所に通知しましたが、同年5月中旬ごろ、八王子医療刑務所が東京都保健局に二次検査を依頼するにあたり、検体送付の運用に関する取扱い（通達）が変更となり、ジュラルミンケースで送付することを指示されました。そこで、八王子医療刑務所は、東京都保健局から根拠通達を取り寄せ、同通達を確認した上で同年7月にジュラルミンケース購入を決めましたが、担当者が購入手続を失念し、同年12月ごろ、横浜刑務所から二次検査について問い合わせを受け、漸く購入手続を失念していたことに気付きました。しかし、早急に購入するための措置を講じることをせず、横浜刑務所に対し、ジュラルミンケースの準備が出来ていない旨回答するにとどまり、ジュラルミンケース購入時期の目途を伝えることも、他の医療機関での検査を横浜刑務所に勧めることもなく、2014年3月に一次検査からやり直すことを決めました。

2014年4月1日、横浜刑務所は再度申立人の採血を行い、同月9日、八王子医療刑務所より一次検査の結果が陽性であったことの通知を受けましたが、申立人に対し一次検査結果陽性の告知をしませんで

した。

横浜刑務所は、その後、申立人の体調が悪化したため、二次検査の結果を待たず、申立人に一次検査の結果を告知し、2014年6月16日、横浜市長市民病院で受診しました。

申立人は、横浜市長市民病院では、CD4数が15個/ μ L【基準値500～1000個/ μ L（700～1500個/ μ Lとする文献もある。）】、HIVウイルス量（HIV-RNA量）12万コピー/mL【基準値400コピー/mL未満（測定方法や文献によってやや数値が異なる。）】でHIV感染症であると確定診断されました。

申立人は、2014年6月16日から本格的な投薬治療を開始しましたが、同月23日、悪性脳リンパ腫の可能性が指摘され、同月27日、AIDS（後天性免疫不全症候群）を発症したことが明らかになりました。

（2）横浜刑務所の人権侵害についての判断

横浜刑務所は、一次検査では偽陽性が出る可能性があり、その結果告知による感染者への精神的不安は決して小さくないのであるから、一次検査で陽性であったとしても、その結果を申立人に告知する義務は認められず、その結果を保留し、二次検査の結果を待って告知する方針に不合理な点はないとして、1年以上申立人に検査結果を告知・説明しなかったことに違法性はないと主張しました。

また、横浜刑務所は、少なくとも2回、申立人に二次検査が遅延している理由を説明することで一次検査の結果が陽性であったことを暗に伝えており、結果としてHIVに感染している旨告知を受けていることから、その告知の時期の違いによって大きな精神的苦痛が発生するとは認められないと主張しています。

しかし、日本エイズ学会・日本臨床検査医学会の標準推奨法である「診療におけるHIV-1/2感染症の診断ガイドライン2008」によれば、一次検査の結果の取扱いにおいては「保留」は「陽性」と同等に取り扱うことを推奨されており、一次検査結果が「陽性」又は「保留」の場合には、本人への結果とその意味（偽陽性の可能性を含む）を十分に説明の上、確認検査を実施することとされています。

国立研究開発法人 国立国際医療研究センター エイズ治療・研究開発センターのホームページ「HIV感染症の告知について」においても、「告知の際に伝えること」として、「現在の状況（「確認のための追加検査が必要」なのか「HIVに感染している

のか）」と記載しており、偽陽性の場合にも一次検査結果を告知することが前提とされています。

また、「保健所等におけるHIV即日検査のガイドライン」によれば、即日検査で要確認検査とされた場合、当日検査後10～30分の時間で「今回の検査では結果が確定できなかったため、別の検査法による確認検査が必要なことと、結果を聞くために再度の来所が必要なこと」「万が一HIV陽性だった場合への準備のための情報提供」「具体的にはHIV感染とエイズの違い、治療が可能なことや治療費の目安、これまでの生活が治療により可能なこと、確認検査の結果が出るまでの間にも利用可能な相談窓口があること」等を伝えることとされています。

さらに、医療法1条の4第2項は、「医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手は、医療を提供するに当たり、適切な説明を行い、医療を受ける者の理解を得よう努めなければならない。」と定めており、検査結果の告知・説明が、社会一般の保健衛生及び医療水準に照らし必要とされる適切な保健衛生上及び医療上の措置にあたることは明らかです。

とりわけ一次検査で偽陽性となる可能性は0.1%程度であり、偽陽性の可能性がほとんどないことを考慮すると、一次検査陽性の結果を告知すべき必要性は高いといえます。

本件では、横浜刑務所は2013年4月22日及び2014年4月9日にHIV一次検査陽性結果を把握したのですから、社会一般の医療水準に照らすと、同日直ちに申立人に対して検査結果を告知・説明すべき義務を負っていました。

そのため、直ちに申立人に検査結果を告知・説明しなかった横浜刑務所の対応は、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を講じていたとはいえません。

よって、かかる横浜刑務所の対応は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に違反し、申立人の個人の尊厳（憲法第13条）及び生存権（憲法第25条）を侵害するものといえます。

また、申立人は結果として陽性でしたが、偽陽性の可能性があるのであれば、偽陽性の被検査者を除外し、陽性かもしれないという不安を除去するため、偽陽性の被検査者についても、直ちに検査結果を告知し、速やかに二次検査を実施すべきでした。

その意味でも、横浜刑務所の対応は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条違反といえます。

さらに、横浜刑務所は、2013年5月中旬ころ、八王子医療刑務所から検体送付用のジュラルミンケースがないことを知らされた後は、同年12月ころまで、八王子医療刑務所に二次検査の実施に関して問い合わせをしておらず、その後も漫然と八王子医療刑務所からの連絡を待ち、早期に二次検査を実施するよう催促することも、他の医療機関に検査を依頼することはありませんでした。

「抗HIV治療ガイドライン」と「HIV感染症治療の手引き」は、HIV感染症の最新の治療ガイドラインですが、「抗HIV治療ガイドライン」によると、「CD4数に関わらずすべてのHIV感染者に治療開始を推奨する。」とされ、平成24年4月当時の「HIV感染症治療の手引き」でも、「抗HIV療法はすべてのHIV感染者に推奨される。」とされています。

そのため、社会一般の医療水準に照らすと、すべてのHIV感染者は、CD4数に関わらず、直ちに治療開始されなければ、適切な医療上の措置が講じられたことにはなりません。

本件では、横浜刑務所は、2013年4月22日に申立人がHIVに感染している可能性があることを知りながら、八王子医療刑務所に二次検査を催促することも、他の医療機関に検査を依頼することなく、申立人が直ちに治療開始する機会を奪っているため、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置が講じられたとはいえず、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に違反しています。

さらに本件では、申立人は、2013年4月22日時点のCD4数は不明であるため、どの時点で治療開始すれば申立人のAIDS発症を回避できたのかということは明らかではありませんが、当時、AIDSを発症していなかったのですから、早期に二次検査を実施し、治療開始していれば、AIDS発症を回避できた可能性は否定できず、申立人の権利侵害の程度は深刻です。

（3）八王子医療刑務所の人権侵害についての判断

前記（2）のとおり、HIV感染症の最新の治療ガイドラインである「抗HIV治療ガイドライン」と「HIV感染症治療の手引き」によると、「抗HIV治療ガイドライン」では、「CD4数に関わらずすべてのHIV感染者に治療開始を推奨する。」とされ、平成24年4月当時の「HIV感染症治療の手引き」でも、「抗HIV療法はすべてのHIV感染者に推奨される。」とされており、社会一般の医療水準に照らすと、すべ

てのHIV感染者は、CD4数に関わらず、直ちに治療開始されなければ、適切な医療上の措置が講じられたことにはなりません。

本件では、八王子医療刑務所は、遅くとも2013年4月22日までには、申立人の一次検査の結果が陽性であることを把握していたにも関わらず、ジュラルミンケースの購入を失念し、申立人が直ちに治療開始する機会を奪いました。

さらに、八王子医療刑務所の担当官は、ジュラルミンケース購入が人命にかかわる重要な事柄であるにも関わらず、ジュラルミンケースの購入を完全に失念し、購入を失念していたことに気付いた2013年12月ころ以降も、早急にジュラルミンケースを購入するための措置を講じることはなく、横浜刑務所に対し、ジュラルミンケース購入時期の目途を伝えることも、他の医療機関での検査を横浜刑務所に勧めることもしませんでした。

このような八王子医療刑務所の対応は、著しい業務懈怠であり、社会一般の医療水準に照らし、適切な医療上の措置を講じたとは到底いえません。

八王子医療刑務所が、申立人のために早期に二次検査を実施し、治療開始していれば、AIDS発症を回避できた可能性が否定できず、八王子医療刑務所による権利侵害の程度は深刻です。

上記のような八王子医療刑務所の対応は、申立人について、社会一般の保健衛生及び医療水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講じたとはいえないため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第56条に違反し、申立人の個人の尊厳（憲法第13条）及び生存権（憲法第25条）を侵害するものといえます。

4 調査を通じての所感

本件は、人権擁護委員会から各刑務所に書面で照会しても、ごく簡単な回答しか得られず、調査が行き詰まってしまいました。そのような中で申立人が別に国家賠償請求訴訟を提起し、漸く事実関係が明らかになったという経緯がありました。

HIVの治療をいつ始めるかということは生死に関わることであるのに、人命を軽視したような刑務所の対応には憤りを感じました。

特集

事件報告

染髪禁止の校則問題を考える



委員長 千木良 正

1 ブラック校則

「ブラック校則」という言葉をご存知でしょうか。数年前から新聞等のメディアで紹介されるようになってきています。

例えば、「ブラック校則をなくそう！プロジェクトチーム」がまとめた調査報告書によりますと、中学・高校時代の校則体験として、「給食を残すと、休み時間に遊びに行けない」「スカートの長さが決められている」「下着の色が決められている」「チャイムの前に着席する」「冬でも、ストッキングやタイツ、マフラーなどの防寒対策をしないといけない」「体育や部会時に水を飲んではいけない」「日焼け止めをもってきてはならない」「リップクリームをもってきてはならない」などが紹介されています。

同プロジェクトチームの報告書では、例えば「水飲み禁止」については、若い世代になればなるほど、経験率が下がっていくが、「スカートの長さ指定」「下着の色指定」などは、近年になってむしろ増加傾向にあるとのことです。日焼け止めやリップクリームについても、禁止を経験した者の割合が増加しているようです。

2 染髪禁止

また、校則の中には、黒髪を強要する、ポニーテールを禁止するなどの頭髪に関するものもしばしばみられます。もともと茶髪の生徒に対しては「地毛証明」を提出させる学校もあります。

今年度、人権擁護委員会では、県立高校に対する人権救済申立て事件について、2つの案件で措置を行いました。2つの案件で共通しているのが、「染髪禁止」という校則違反に対する学校の対応が人権侵害に該当するという点でした。1つの案件では、生徒が染髪禁止に違反したということで帰宅指導を行い、もう一つの案件では、生徒が染髪禁止に違反

したということで卒業式への参加を認めませんでした。

学校側は、どうして「染髪禁止」という校則を定めているのでしょうか。

人権救済申立ての調査の過程で、学校側は、「地域・社会で活躍できる人物を育成するため、身だしなみに対する意識をより一層向上させる」「進路希望の実現を目指し、卒業年次生だけでなく、全生徒の制服・頭髪に対する規範意識を高める」「周辺住民から学校の評判が悪くならないようにする」などの目的があると説明していました。

たしかに、今の日本社会の中では、染髪した高校生や、その高校生が在籍する高校に対して厳しい評価をする人もいることは事実だと思います。学校側で、そのことを生徒に自覚させ、そのような見方をする人に対する学校や生徒の評価を下げないために、染髪規制をすることはやむを得ないのではないかと考える人もいるかと思いますが、現に、弁護士会の中で議論をしていた時にも、染髪を規制することはやむを得ないのではないかと意見も複数出ておりました。「茶髪は良いとしても、紫色とか緑色に髪を染めることは学校としては許容できないのではないか」という意見もありました。

3 頭髪の自由

そもそも生徒には髪色を選択する権利というものがあるといえるのでしょうか。

この点、裁判例で、「個人の髪型は、個人の自尊心あるいは美的意識と分かちがたく結びつき、特定の髪型を強制することは、身体の一部に対する直接的な干渉となり、強制される者の自尊心を傷つける恐れがあるから、髪型決定の自由が個人の人格価値に直結することは明らかであり、個人が頭髪について髪型を自由に決定する権利は、個人が一定の重要な私的事柄について、公権力から干渉されることな

く自ら決定することができる権利の一内容として憲法13条により保障されていると解される。」としているものもあります（修徳高校パーマ退学訴訟。東京地裁平成3年6月21日判決。判例タイムズ764号107頁）。

また、髪色は、人種や遺伝的要素、場合によっては、病気と関連していることもあります。髪色によって特別な取り扱いをすることは、人種等による差別的な取り扱いにつながりかねないということもあります。

やはり、髪色を自由に選択する権利は、憲法13条が保障する幸福追求権及び児童の権利に関する条約12条が保障する自己決定権の一内容として、自己決定権の範疇に属するものというべきだと思います。

たしかに、子どもの人権については、いわゆるパターンリスティックな制約として許される余地もあるとされています。しかし、これも無限定に許されるものではなく、制約を加えなければ、子どもの人格的・精神的・身体的成長が阻外されるような場合に限られるものでしょう。

4 染髪禁止の合理性

それでは、染髪を禁止することには合理性があるといえるのでしょうか。

先ほども述べました通り、現在の日本の社会の中には、染髪した高校生や、その高校生が在籍する高校に対して厳しい評価をする人がいることは事実だと思います。そして、このような頭髪に対する規制をしている高校が複数あることも事実です。

しかし、頭髪の自由が自己決定権の一内容として保障されるべき基本的人権であるとするならば、染髪に対する日本社会の中の評価を理由として、直ちに頭髪規制に合理性があるというべきではありません。

そもそも憲法は、多数派の意思を反映した国家権力を制限して、少数派の基本的人権を保障するために存在しているものです。そこで、国家権力が多数派の価値観を根拠として少数派の基本的人権を制限することをさせないために、憲法が定められているのです。基本的人権を制限するためには、その目的に客観的な合理性が必要となります。

染髪禁止の目的を検討しますと、そもそも染髪をすること自体は反社会的な行動とは言えないはずです。また、染髪をしていても地域・社会で活躍している人材が数多く存在しているという現実もありま

す。染髪をしているからといって、地域・社会で活躍できないということには結びつかないはずです。

もし、学校側で、染髪に対する社会の評価が厳しいことを生徒に教えたいのであれば、受験をする時や就職活動をする時に頭髪を整えるように指導すれば足りる話だと思います。頭髪を校則で規制した場合、校内のみならず校外においても同じ頭髪を強制することになりますので、結果として、私生活における頭髪を決定する自由までも全面的に奪うことになってしまいます。在学生生活全般において頭髪を規制しなければ、学校側で述べている目的を達することができないというものではありません。

以上のことを考えると、県立高校において、染髪を規制することの目的の合理性には疑問があるといえます。

5 学校の対応の合理性

以上に述べた通り、染髪を規制することの目的の合理性には疑問がありますので、仮に頭髪の制限をするとしても極めて慎重に行わなければならないでしょう。

少なくとも、その目的を達成するために、帰宅指導をしたり、卒業式への参加を認めないという対応をとることは、生徒の授業を受ける権利などの基本的人権を制限することにもなりますので、その目的を達成するための必要最小限度の制限とは言えません。

そのことを踏まえて、弁護士会では、2つの県立高校で行われた対応について、人権侵害であると判断しました。

6 ブラック校則の廃止に向けて

ブラック校則として行き過ぎた生徒指導が社会問題となる中、ブラック校則を廃止する動きなども出始めています。例えば、岐阜県立高校では、県教育委員会が調べたところ、9割以上の学校に人権などに配慮する必要がある校則があったとして、今年度中にすべて廃止する予定であるとのこと。校則で指導を厳しくすることは、生徒から考える機会を奪うとの指摘もなされています。

子どもたちの自主性を高めるためにも、ブラック校則というものはなくしていく必要があります。

部会報告



憲法問題及び基地問題調査研究部会

学術会議問題

学術会議会員任命拒否に抗議！

委員 石黒 康仁



1 神奈川県弁護士会は、2020年11月12日に「内閣総理大臣による日本学術会議会員の任命拒否に抗議し、同会議が推薦する科学者の速やかな任命等を求める会長声明」を発出した。同様の声明は日弁連や多くの単位会でも出されているところである。

2 声明の内容については、当会HPで見ることができるので繰り返さないが、この問題で私が一番引かかっているのは（皆さんも同じだろうが）、菅総理が任命拒否の理由を頑なまでに明らかにしないことである。「総合的、俯瞰的活動を確保する観点から」、「出身や大学に偏りが見られることから多様性を念頭に」判断したなどと意味不明又は矛盾した答弁を繰り返し、最後は「公務員の人事に関わるので差し控える」といつもの常套句で終わってしまうのである。拒否された6名全員が安保法制法案反対、または各自が秘密保護法案や共謀罪法案反対、辺野古岬への米軍新基地建設反対などを表明してきており、これら活動が拒否理由となったことは明らかである。本声明でも「今回の任命拒否は、政府の政策に異議を唱える者を学術会議から排除する措置と受け止められてもやむを得ない。そうだとすれば、今回の任命拒否は、学問の自由及び学術会議の独立性への恣意的な政治的判断による侵害として、極めて

て重大な憲法及び法律への違反となる。」と強く非難しているところである。しかしながら「そうだとすれば」という仮定的な言葉を入れざるを得ないところが、個々の弁護士により構成された弁護士会の意見表明としての限界ともいえるところであり、この点については会長声明の有りよう、実効性という観点から別途議論すべきテーマとなる。

3 このような政府の姿勢は、一般的には個々の科学者に対する無形の圧力となり、時の政府の意向に反する研究や言動に躊躇を覚え、研究や表現活動に対する萎縮的效果をもたらすことにもなりかねない（6名の方々は躊躇することなく毅然と対峙しています！）。

本問題では、更にネット上などで学術会議や6名の個人に対して様々な非難中傷が飛び交っているという実態がある。年間予算10億円に関する誤った理解、中国の軍事研究を支援しているというネットでの拡散、これらフェイクニュースやデマの蔓延は今に始まったことではないが、学術会議のあり方を検討する必要があるとして論点のすり替えを図る政府の動きと同様に、全くもって腹立たしい限りである。学術会議推薦の6名を法に基づき正しく任命する以外に問題解決の道はないのである。

部会報告



憲法問題及び基地問題調査研究部会

選択型実務修習一横須賀軍港視察

委員 井上 啓



2020年10月26日、修習生3名の選択型実務修習として行われた横須賀軍港視察に、憲法・基地部会の先生とともに参加した。午後3時に出航する民間の

クルーズ船に乗り、港内をめぐる。さっそく、海上自衛隊のイージス護衛艦「まや」が米軍基地の護岸に停泊していた。「まや」は横浜市のジャパンマリ

ンユナイテッドで建造された海上自衛隊にとって7隻目の護衛艦であるが、初めて「共同交戦能力」システムを搭載しているという。

一周約40分の軍港視察後、近くの産業交流プラザの教室で、市民運動家の「非核市民宣言運動・ヨコスカ」の新倉裕史さんの講義を受けた。詳細な資料とともに、よろずピースバンドによる音楽デモを530回以上続けていることや、平和船団の「おむすび丸」というボートに乗って、中東派遣に出航する護衛艦「たかなみ」の甲板上にならぶ自衛隊員の顔が見える距離から「中東にいかないで」と訴えたことが話された。

コロナのせいで人影の薄いヨコスカ名物「ドブ板」を通り、米軍基地ゲート前まで歩き、歩道橋の上からゲート内を眺めた。「Club Alliance」と赤いネオンサインの輝くビルの窓内にはスロットマシンが見えた。



部会報告



憲法問題及び基地問題調査研究部会

シンポジウム「このまま進めてよいのか!? 辺野古新基地建設住民の権利保護、地方自治実現のための方策を考える」を開催しました。

委員 関守麻紀子



1 2020年10月13日、標記のシンポジウムを開催しました。3月に開催を予定していましたが、コロナウィルス感染拡大下にあって、一旦中止・延期としていた企画です。

2016年3月にも辺野古新基地問題を考えるシンポジウムを開催しました。辺野古大浦湾の自然環境の豊かさ、基地建設工事によりそれが不可逆的に損なわれること、翁長県知事（当時）による埋立承認取り消しとその効力をめぐる沖縄県と国との訴訟について、学びました。

その後、埋立予定の地盤がマヨネーズ並みに軟弱であることが判明し（2018年2月）、玉城デニー知事の就任（2018年9月）や県民投票の実施（2019年2月）により改めて反対の民意が明らかにされた一方で、2018年12月には土砂搬入が開始され、沖縄県と国との間では、埋立承認撤回をめぐり、新たに訴訟が係属しています。

今工事はどうなっているのか。これだけの長期間、県と国との対立が続き、自治体や住民は疲弊していないのだろうか。イーグス・アショアの配備は、コストと時間を理由に撤回されたが、コス

トと時間を理由とするのであれば、辺野古への基地建設こそが見直されるべきではないのか。

改めて、辺野古新基地建設の実状を知り、軍事をめぐる国の政策と対立する住民の権利の保障や地方自治の実現をどのようにして図るのかを考えるため、今回のシンポジウムを企画しました。

2 シンポジウムでは、沖縄県知事公室辺野古新基地建設問題対策課の知念宏忠副参事から「新基地建設の現状と自治体が直面する課題」、加藤裕弁護士（沖縄県弁護士会、沖縄県訴訟代理人）からは「辺野古から人権と民主主義を問う」と題してご講演をいただきました。

知念副参事は、普天間飛行場返還合意、辺野古移設の経緯、現時点の工事の進捗状況は全体のわずか3.2%にとどまり、事業完了までには今後少なくとも12年の年月を要するという実状、これまでに改良工事の実績がないほどの軟弱地盤の判明等について紹介したのち、自治体として辺野古基地に反対する理由を、①米軍基地が沖縄県に集中し、県民にとって過重な負担となっていること、②世界的にも貴重な生物多様性が残された大浦湾の自然環境の保全、③多くの県民の反対、④辺野古移設では普天間飛行場の1日も早い危険性除去にはつながらないこと、と明確に述べられました。

加藤弁護士は、訴訟の解説にとどまらず、沖縄戦による占領の歴史にさかのぼり、沖縄、辺野古

への米軍基地建設の必要が説明できないことや、建設を進めることは地方自治と民主主義の侵害であること、米軍基地提供にあたっての国会における民主的統制の欠如という問題点の指摘など、時間が限られているにもかかわらず、わかりやすくお話をいただきました。

お二人のご講演の後の質疑応答では、参加者が皆、真剣に質問や回答に耳を傾けていたことがとても印象に残りました。

辺野古への米軍基地建設問題は、沖縄県の問題ではない、人権を守り民主主義を実現するという、まさに私たち自身の問題なのだということを、参加者みなで共有できたシンポジウムとなりました。

3 今回は、コロナ禍の下での開催であり、会場での参加者を少人数に限定し、オンラインでの配信を行いました。沖縄県職員知念さんのご講演は、沖縄県庁から、オンラインで行っていただきました。講師も聴衆も、会場でのリアル参加とオンライン参加という、複雑な開催となりました。弁護士会としては初めての試みであり、入念に準備したにもかかわらず、音声が届かないというアクシデントもありましたが、オンライン配信を行ったことで、元来の会場定員を超える多くの方に参加していただけたことはよかったことでした。

部会報告



すべての性の平等に関する部会

すべての性の平等に関する部会の活動報告

委員 野口 杏子

1 Covid19の感染拡大の影響により、2020年4月7日、緊急事態宣言が発令されると、裁判所に係属中の事件の期日の大半が次々に取り消され、家庭裁判所の家事調停や人事訴訟の期日も取り消されていった。以下ではその後の家事事件における変化について述べたい。

緊急事態宣言発令中は、裁判所の職員は半分ずつ交代で登庁している様子で、係属中の事件に関して裁判所と協議しようとしても、担当書記官が登庁しておらず、連絡が取れないということが

度々あったが、これは感染拡大防止のためやむを得ないことだったのであろう。

同年5月25日に緊急事態解除宣言が発令されると、裁判所から期日指定の連絡が順次入るようになったが、期日が決まるとしても従前よりかなり先になったり、期日指定の連絡がなかなか来ないということもあった。特に、緊急事態宣言後に申し立てた新件については、緊急事態解除宣言後に申し立てた事件も含めて、期日指定までにかかなり待たされたという印象であった。

緊急事態宣言中も裁判所が緊急性があると判断した一部の事件については期日が開かれていたようであるが、裁判所での解決を望んで申立をしている当事者にとっては、どの事件も「緊急」なのであり、緊急性がない事件はない。例えば、離婚事件については、現に配偶者から暴力を受けているような人にとっては、早急に離婚しなければ生命が危険に曝されることになるであろうし、暴力を受けていないとしても、今の配偶者と離婚して、新しい人生を始めたいという人にとっては、いつ離婚するかというのは、その後の人生設計に大きな意味をもつのであり、緊急性がないということにはならない。

2 緊急事態解除宣言後、係属中の事件について順次期日が指定されていったが、家事調停については感染防止のため、原則として窓のある部屋のみ使用する運用となり、窓のない部屋が使用されなくなったため、1日に開かれる調停期日の数が限定されるようになり、とりわけ横浜家庭裁判所本庁では支部に比べて期日が入りにくくなり、各期日の最後に次回期日を調整する際には、3か月先まで期日が入らないと言われるような状況であった。

また、午前と午後の期日の間に、消毒と換気を実施するため、1回あたりの期日の時間も従前は1期日概ね2時間であったところが、1時間半に短縮されるようになった。

しかし、3か月に1回、1時間半の話し合いをするだけでは、十分な話し合いが難しいため、現在午前10時から開始される期日の開始時間を早めたり、午前10時又は午後1時15分の期日だけでなく、午後3時15分開始の期日ももっと積極的に活用するなどの工夫をすることが考えられる。

横浜家裁本庁では、期日を円滑に進めるためという理由で、当事者に対し、期日間に主張等をまとめた書面の提出を求めることが増えた。

当事者に期日間に積極的に主張書面を提出させることは、調停の効率的な運用に資するように思われる。しかし、横浜家裁家事部のホームページ上の「調停の手続について」に記載されており、家事調停とは、「家庭に関する紛争について、裁判官1名と家事調停委員2名で構成する調停委員会が間に入り、実情を把握した上で、当事者（申立人・相手方）の話し合いにより公平妥当な解決を図る制度」である。調停はあくまで話し合いを行う制度であり、訴訟のように裁判官が証拠

に基づいて事実認定を行うことはせず、強制力をもって一方的に何かを決めることもない。調停委員会が当事者から個別に事情聴取し、反対当事者に伝えるべきことは伝え、伝えるべきでないことは伝えないという方法を通じて、訴訟のように当事者双方が言いたいことを直接相手にぶつけて傷ついたり疲弊したりする前に解決を図ることができる制度なのである。

調停で当事者に主張書面を提出させる場合、主張を整理するという意味では有用なこともあるが、証拠に基づいた事実認定をせず、当事者に対する強制力のない調停では、いわば双方が主張しっ放しの状態になり、何も決まらないまま、悪戯に双方が傷つけ合い、互いに対する感情のみが悪化し、不調に終わることになる可能性が否定できない。

そのため、当事者に主張書面を提出させることについては、全ての当事者に提出を求めるのではなく、必要に応じて最小限に留めるなど、慎重な対応が望ましい。

3 他方、Covid19の感染防止対策の中には、良かった点もある。

例えば、電話による家事調停が以前より積極的に利用されるようになったことである。

家事調停は、話し合いにより解決を図る制度であるため、特に離婚事件では当事者が期日に家庭裁判所に出頭する必要があるが、とりわけ当事者間に暴力のある所謂DV事案では、調停期日に当事者が接触すると一方が他方を傷つける恐れがあり、出頭が望ましくない場合がある。身体的暴力のあるDV事案だけでなく、精神的虐待のみあるDV事案においても、被害者が加害者と接触しなくても、同じ裁判所内にいると考えただけで具合が悪くなってしまうことがあり、そのような当事者については出頭が望ましくないと考えられる。また、DV事案でなくとも、身体が不自由で、裁判所に出頭することが困難な場合もある。

従前、裁判所が電話による家事調停に積極的でなかったのは、調停委員会が直接当事者の顔を見ながら話しをした方が、話し合いが円滑に進むであろうという価値判断があったと推測されるが、それ以外に、電話会議に必要な機材が不足していたという事情もあったようである。

今回、裁判所がCovid19の感染防止対策の必要性に迫られ、電話会議に必要な機材を増設し、以前よりも積極的に電話による調停を利用するよう

になったことは、調停期日への出頭が困難な当事者にとって家事調停利用を容易にし、延いては憲法32条が保障する国民の裁判を受ける権利に資すると評価できる。

4 Covid19の感染拡大は、非監護親と子どもとの面会交流にも変化をもたらした。

Covid19の感染拡大を受け、学校が休校になると、子どもの中には、外出や普段合わない人との接触を怖がる子が出てきた。そのような状況の中、直接の面会交流を当分の間控えることとし、代替的にオンラインでの面会交流を実施する親子もいるようである。

インターネットを利用できる環境がないなど、

オンラインでの面会交流を実施できない親子もいるが、面会交流の手段の一つとして、今後、オンラインでの面会交流も活用しても良いかもしれない。

5 最後に

Covid19は、我々の生活を一変させることとなった。2020年12月現在、Covid19の感染は未だ収束しておらず、当分の間は感染防止に配慮した生活が続けることになりそうである。今後、Covid19の感染が収束した後も、今回、新たに導入された制度や仕組みなどのうち、我々の生活の利便に資するものについては、今後も利用していきたい。

部会報告



外国人の権利に関する部会

外国人の権利に関する部会の活動報告

委員 鈴木 大樹

1 関東弁護士会連合会の合宿

11月28日、関弁連管内外国人関係委員会交流会が開催されました。本来は、埼玉県で2日間にわたり開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、オンラインで1日3時間のみの開催となりました。

交流会のテーマは大きく分けて2つあり、1つは入管法改正法案について、もう1つは外国人に関わる新型コロナウイルス感染症関連の施策と課題（国際的な移動が事実上不可能となった中で生じた再入国の問題と帰国困難者の在留資格の問題）についてでした。今回の記事では前者についてご紹介したいと思います。

2 入管法改正法案について

(1) 国連の恣意的拘禁作業部会による意見書

現在の入管法では、退去強制令書による収容には期限が定められていません。2019年10月、長期収容されていた2名の外国人の方（理由や期間を告げられないまま10年以上にわたって断続的に6カ月～3年の収容を繰り返されていたと認定されています。）

が、国際人権法に定められた個人通報制度を用いて国連の「恣意的拘禁作業部会」に通報をするという出来事がありました（今回の合宿では、この2名を支援している駒井知会弁護士から冒頭に報告がありました）。

そして、2020年8月28日、国連の恣意的拘禁作業部会は、日本の入管収容について国際法違反であるとの意見を出しました。具体的には、収容についての必要性和相当性を外部機関が判断していないこと、司法による監視が定められていないこと、退去強制令書による収容に期限が定められていないことの3点が市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）に反しているとして、日本政府に対し必要な措置をとるよう求めています。

こうした入管法の問題点については、国連から10年以上も前から指摘されていました。2007年には国連の拷問禁止委員会が、2014年には自由権規約委員会が、それぞれ日本の入管収容の問題点を指摘しています。しかし、日本政府は、法律に基づいて収容しているのだから国際法上禁止されている「恣意的拘禁」には当たらない等と主張し、事態が改善されることはありませんでした。こうした経緯も踏まえ、前記意見書では、入管収容に関して差別的対

応が常態化しているとまで指摘されています。

(2) 入管法改正の動き

2019年6月30日の時点では、日本国内で収容されている1253名のうち、1年以上の被収容者が531名、2年以上の被収容者が251名、収容3年以上の者は76名と半数以上の方が1年以上身体拘束されていました。そして、2019年6月24日には、大村入管センターで、長期収容に対しハンガーストライキを行っていたナイジェリア人の男性（彼は3年7ヵ月にわたり入管に収容されていました）が餓死するという非常に痛ましい事件が起きました。

入管庁は、この事件を受けて約2週間だけ仮放免を認めるという運用を開始しました。しかし、この短期間の仮放免という微かな希望は、かえって再収容の恐怖を呼び起こし、精神疾患を発症する者を生じさせるなど、むしろ事態を悪化させるものでした。

その後、2019年10月に法務大臣の私的懇談会である「出入国管理政策懇談会」の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置され、出入国在留管理庁が採るべき具体的な方策について議論されることになりました。そして、この専門部会が2020年6月15日にとりまとめた提言をもとに、現在、入管法の改正が議論されています。

(3) 入管法改正の問題点

これまで繰り返し国連から問題点を指摘されていたことからすれば、今回の法改正は国際法に則したものになることが期待されるはずです。しかし、この法改正案は、国連の恣意的拘禁作業部会による前記意見書で国際法違反と指摘された司法審査のない無期限収容の問題について改善するようなものではなく、むしろ、①送還停止効を外す（一定の複数回申請の難民申請者等を強制送還できるようにする）、②送還忌避罪（退去強制拒否罪）・仮放免者逃亡罪を新設するという、これまで以上に大きな問題をはらんだものとなっています。

日本は、1982年から難民の地位に関する条約・議定書の加盟国となっているにもかかわらず、2019年の難民認定率は0.5%を切っています。これは、難民条約批准国の中で最低レベルであり、複数回の難民認定申請を経てようやく難民認定されるケースもあります。このような状況下において、送還停止効を外し、あるいは刑罰をもって威嚇をすることは極めて大きな弊害を生みます。

また、送還忌避罪の新設は、外国人に対する支援

を委縮させるという点でも極めて問題です。在留資格がない人々の中には、帰国できない深刻な事情を抱えた方もいます（2020年11月には、NHKで「日本で暮らし続けたい〜ルポ“在留資格”のない子どもたち〜」という番組が放送されましたが、在留資格がなく仮放免の状態の子どもたちは全国におよそ300人いるといわれています。）。在留資格がなければ、公的な援助を期待することはできず、彼らの生活は極めて不安定な状況に置かれてしまうため、そうした人々のために医師や弁護士、NPOや学生などさまざまな方々がいろいろな形で支援を行っています。本件提言に基づいた「送還忌避罪」が創設されてしまえば、支援者の方々が、送還を忌避することに加担している等として、送還忌避罪の共犯者（帮助犯・教唆犯）として罪に問われる可能性が生じてしまいます。そのため、「送還忌避罪」の創設がこれら支援に与える萎縮効果を見逃することはできません。

(4) 「監理措置」制度と「準難民」制度への懸念

最近では出入国在留管理庁が、6か月以上の収容が見込まれる難民申請中や訴訟中の外国人らについて、収容施設外での生活を認める「監理措置」制度を導入し、また、帰国困難な外国人を「準難民」とし在留を認めようとしていることが新聞で報じられました。しかしながら、前者の「監理措置」制度は、①就労は認めず、②入管庁が認めた支援団体や弁護士らが「監理人」となり生活状況等を入管庁に定期的に報告しなければならないとされている点で、無期限長期収容問題の解決には結び付きませんし、「準難民」の制度も難民認定率が低いことの隠れ蓑となる危険性があります。

(5) 弁護士会の動き

このような事態に対し、各地の弁護士会は、入管法の改正に反対する意見を表明し、またロビー活動などを行っています（神奈川県弁護士会も2020年10月22日付で会長声明を出しています。）。関東弁護士会連合会としての取り組みについても今回の交流会で報告されました。

3 終わりに

先日、テレビのニュースでコメンテーターが「困っている国民のために」と繰り返し話しているのを耳にしました。出演者はこの言葉に違和感を覚えていない様子でしたが、新型コロナウイルス感染

症の影響により困っているのは日本人だけではありません。こうした些細な言葉遣いからも「日本人」と「外国人」の間の境界を感じます。今回述べた入

管問題に限らず、一人でも多くの方に外国人の直面している問題に関心を持っていただけたらと思います。

部会報告



働く人の権利に関する部会

コロナ禍と働く人の権利

委員 田淵 大輔



1 コロナ禍は、社会の様相を一変させてしまった。

コロナウイルス感染による、死亡も含めた深刻な健康被害は極めて重大な問題であり、冬の訪れとともに、我が国でも第三波の到来を迎えたのではないと言われる状況にある。しかも、有効なワクチンや治療薬は開発できるのか、いつ、事態は終息するのか、先行きが全く見えない状況が続いている。

また、コロナウイルス感染を防止するために行われている飲食店等の営業の自粛や、人の往来を抑えるための対策の実施によって、経済活動にも大きな影響が生じているが、そのような経済的打撃は、労働者の雇用や労働条件にも深刻な影響を及ぼしている。そして、コロナ禍の終息について、先行きが全く見えないことに伴い、経済活動についてもいつ正常に戻るのか、見通しは全く立っていない。

同時に、コロナウイルス感染の防止を図るため、社会生活全般において、3密回避が強く求められている。このような社会生活全般の見直しは、働き方にも及んでおり、テレワーク等の利用による在宅勤務やWeb会議が急速に広まっている。そのことにより、同じ時間に同じ会社に出勤し、会議にしても打合せにしても、全員が同じ場所で顔を会わせて行うという、伝統的な働き方が大きく見直されようとしている。

この内、コロナ禍に関連して生じる経済的打撃によって、労働者の雇用や労働条件に生じる問題や、コロナ禍によって生じる働き方の変化の問題は、まさに労働者の権利に関わる重要な問題である。

2 弁護士会では、コロナ禍の緊急事態宣言の最中、電話による法律相談を実施した。その内、労働相談については、働く人部会の会員を中心に多くの会員が担当したが、内定の取消や休業中の補償など、切実な労働相談が寄せられた。

その後、緊急事態宣言は解除され、現状ではGOTOトラブлやGOTOイートによって、人々の往来や経済活動は再び活発になってきている。

もっとも、コロナ禍が続く中、経済活動の停滞は多くの企業や事業主の経営上の体力を、確実に奪い続けている。そのため、コロナ禍による経済活動の停滞が今後も続くことになれば、コロナ禍による経済的打撃は、一層深刻化することが予想される。

その影響は、解雇や給与の引き下げといった形で、労働者にも確実に負の影響として及んでくることになる。実際、厚生労働省の統計では、2020年11月の時点で、コロナ禍に関連した失業者は7万人を超えたとされており、実際には、より多くの労働者が職を失っているとの指摘もある。

そして、我が国を代表する大企業をはじめとして、多くの企業がコロナ禍による経済的打撃を理由とした人員削減や業務体制の見直しを打ち出している。また、アルバイトを辞めざるを得なくなったことで、学業を続けられなくなる学生が増えていることも報じられている。

加えて、失業までに至らずとも、賞与の不支給や大幅な減額、給与の引き下げなど、労働条件全般にも深刻な影響が及んでいる。

特に、コロナ患者への対応や患者の受診控えにより、医療機関の診療報酬が大幅に減収となり、コロナウイルスの感染拡大の防止や治療の最前線に立ち、命がけで働いている医療業務の従事者

に、十分な報酬が支払われないという非常に憂慮すべき事態も起きている。それだけでなく、医療業務の従事者との関係では、業務の中でコロナウイルスに感染した場合の補償の問題や、コロナウイルスへの無知や恐怖心から、医療関係者及び家族に対して、差別や嫌がらせが行われているといった深刻な問題もある。

以上の状況を踏まえるならば、コロナ禍により引き起こされる労働相談への対応は、極めて重要な課題である。そのため、働く人部会としては、コロナ禍による経済的打撃と、これにより生じる諸問題への関心を強く持つとともに、労働者の権利の擁護、実現といった立場から、労働相談への取組を強めていきたいと考えている。

3 コロナ禍は経済的打撃を引き起こす一方で、我が国の働き方や働く人の意識にも大きな影響を与えている。満員電車など通勤における3密の回避や職場での感染の危険を減らすため、テレワーク等の利用による在宅勤務やWeb会議が急速に普及していることは、その典型である。

在宅勤務の拡大は、適正に行われることで有効に機能するならば、通勤の負担を緩和し、仕事と家庭の両立を可能とすることにもつながると期待できる。同時に、会議や打合せの効率化が進み、慣習的に行われている取引先との接待や、職場の懇親という名目の下に半ば強制的に行われている職場の飲み会などが見直されていくことは、仕事に関連する不合理・不必要な負担を軽減することにもなる。

他方で、テレワーク等の利用による在宅勤務やWeb会議は、必要な通信機器の購入や、通信費や電気代などの経費負担の問題、情報管理等のセキュリティの問題、職場のコミュニケーションの問題等、多くの問題を新たに生じさせるものでもある。

特に、在宅勤務は、労働時間の適正な管理が容易ではないため、労働時間と個人の私的時間との境界が曖昧になり、自宅の職場化ともいえるべき事態を招きかねない。そのため、明確なルールや制度的な歯止めも無いまま、野放図に在宅勤務が広がってしまうことは、労働者の負担の軽減にならないだけでなく、かえって長時間労働につながる危険すらある。

このように、コロナ禍によって生じた働き方の変化は、大きな可能性を秘めている一方で、労働

者に新たな負担を課す危険性もある。もっとも、コロナ禍が完全に終息したとしても、一旦、社会に広く普及したテレワークやWeb会議が再び行われなくなり、コロナ禍以前と同じ働き方や通勤形態に完全に戻ることも考え難い。

したがって、コロナ禍によって生じた働き方の変化について、これを受け入れた上で、その可能性と問題点、及び、問題点への対応を検討していくことは、今後の重要な課題である。

4 現状のコロナウイルスの感染拡大とそれに伴う社会の変化は、1年前には全く想定されていないことであった。特に、これ程までに長期間にわたって、広範囲に人々の往来や交流を制限しなければならない状況というのは、現行の法制度が想定していなかった事態ではないかと思われる。

このような想定外の事態に対して、現行の法制度の中で、できることもあればできないこともある。また、人々の意見も様々にある中で、何を優先し、何を守っていくのか、必ずしもコンセンサスが得られるものばかりでもない。

もっとも、コロナ禍の中で生じた新たな労働問題であっても、現行の法制度の解釈と適用によって、守っていくことのできる労働者の権利はある。また、新しい事態に対応して、法制度に変更を加えるとしても、そのことが労働者の権利を蔑ろにして良いという理由にはならない。

コロナ禍による経済的打撃は社会全体に広く及んでいるが、元々、豊富な経済的余力を有していた大企業に比べて、労働者や中小の零細企業の方が、より大きく、深刻な打撃を受けている。このような苦境にあるからこそ、労働者の権利を、より強く守っていかなければならない。

働く人部会としては、今後も、働く人の権利の実現と保障という観点から、コロナ禍に関連して発生する労働事件や労働問題に、深く関わっていききたいと強く望むものである。

委員会報告



2020年の人権擁護委員会の活動について

委員長 千木良 正

1 人権擁護委員会の活動について

人権擁護委員会の活動は、およそ2種に分かれます。

1つ目は、人権侵害を受けたという市民からの申し立てを受けて調査を行い、必要があれば人権侵害行為を行った相手に警告や勧告を発する人権救済活動です。弁護士法1条1項は、「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」と規定していますが、この規定を受け、神奈川県弁護士会においても、弁護士会として、人権侵犯事件に対する調査・措置を行う制度が設けられているのです。

もう1つの活動は、様々な人権課題についての調査研究や、講演会や学習会の企画、無料相談の実施などを行う活動です。様々な人権課題について専門的に調査研究するため、人権擁護委員会では委員会の中にさらに、①すべての性の平等に関する部会、②憲法問題及び基地問題調査研究部会、③外国人の人権に関する部会、④働く人の権利に関する部会、⑤医療と人権部会の5つの部会を設けています。

また、様々な人権課題についての調査研究の一環として、今年度は、11月末までに「川崎市ふれあい館におけるヘイトスピーチを非難し、国・神奈川県・川崎市に対し差別の根絶を目指すよう求める会長談話」や「外国人学校の幼児教育・保育施設を無償化制度の対象とすること等を求める会長声明」「収容・送還に関する専門部会提言及び同提言に基づく法改正に強く反対する会長声明」についてかわっております。

法律相談の関係では、今年度は、神奈川県と連携して、本邦出身者に対する差別的な言動（ヘイトスピーチ）で悩んでいる方々を対象とした定例の専門相談会も実施しました。また、新型コロナウイルス対応として弁護士会として電話相談を実施していましたが、人権擁護委員会との関係では、特に労働相談について働く人部会の会員を中心に多くの相談案件について対応しました。

2 人権救済申立事件と措置事案について

人権救済事件の申立件数は、2019年度は41件と例年よりも多い申立てがなされておりましたが、2020

年は11月末の時点で21件という件数になっており、昨年よりは少ない件数です。今年度は申立てのほとんどが刑務所における人権侵害行為を問題にするものとなっております。

今のところ、新型コロナウイルスに関連した申し立てはほとんどありませんが、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、医療従事者に対する差別や偏見などの人権侵害が危惧されているところであり（例えば、医療従事者の入店拒否、タクシー乗車拒否、子どもに対するいじめ、保育園への登園拒否、感染した人の住所や勤務先の詮索、マスクをしていない人への非難など）、今後人権救済申立てとしても増えてくるかもしれません。新型コロナウイルスに対する取り組みは今後も長く続くと思われますので、弁護士会としても新型コロナウイルスと人権侵害というテーマについて研究を深めていく必要があると思います。

ところで、本年度は11月末の時点で、刑務所の被収容者に対してHIV一時検査の結果を速やかに告知せず、二次検査を勧めなかったことによる人権侵害に対する警告をした案件、頭髪・脱色を理由として生徒に帰宅指導措置を行ったことが生徒の授業を受ける権利等を侵害するとして要望をした案件、頭髪の色などを理由として卒業式に参列させない指導をしたことやいじめに対して十分な支援をしなかったことが教育を受ける権利を侵害するとして勧告をした案件の3件について措置をしました。

2件目、3件目の学校の校則問題につきましては、人権擁護委員会の委員のみならず、子どもの権利委員会からも委員委嘱をいただき、事件の調査にあたりました。人権救済申立て事件の中には、刑務所の案件ばかりではなく子どもに関する問題、障害のある人の問題、個人情報の問題など、様々な視点からの検討が必要なものがあります。その時には、関連委員会にも委員委嘱ということでご協力をいただいておりますが、一人でも多くの会員にこの活動にご参加いただき、弁護士会全体として人権救済申立ての活動を進めることができればと願っております。

会員の皆様におかれましては、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。